

八丈島漁業協同組合

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

八丈島漁業協同組合(以下「組合」という。)は、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づき、旧八丈島漁業協同組合と旧三根漁業協同組合の合併により平成13年6月に設立された団体で、組合員の経済的社会的地位の向上と漁業の生産力の増進を図ることを目的として、主として次の事業を行っている。

ア 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

イ 組合員の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設の設置

ウ 組合員の漁獲物その他生産物の運搬、加工、保管又は販売

(2) 都との関係

都は、東京都漁業近代化資金利子補給規則(昭和42年東京都規則第118号)第5条の規定に基づき、組合と漁業近代化資金利子補給契約を締結し、利子補給として、平成13年度51万余円及び平成14年度69万余円の補助金を交付している。

2 組織

組合は、事務所を八丈町三根4,206に置き、役員17名(組合長1名、理事12名、監事4名)及び職員28名で構成されている。

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成13年度及び平成14年度の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 産業労働局 平成15年6月20日

(2) 組合 平成15年6月24日

第3 監査の結果

1 事業実績について

平成13年度及び平成14年度における補助事業の実績は、表1のとおりであり、事業は補助目的に沿って適正に執行されている。

(表1) 漁業近代化資金利子補給実績

(単位：件、千円)

資金の種類	平成13年度		平成14年度	
	件数	金額	件数	金額
漁船資金	9	517	9	693